

ねん ど だい かい こう べ し がいこくじんし みるん かいぎ
2020年度 第2回「神戸市外国人市民会議」

にちじ ねん がつ にち もく
日時：2021年3月25日（木）13:00～

ばしよ かいぎ
場所：Zoomによるオンライン会議

し だい
次 第

かい かい
1. 開 会

ぎ じ
2. 議 事

ころ な か たいおうじょうきょう
(1) コロナ禍の対応状況について

わ く ち ん せつしゆたいせい
① ワクチン接種体制

しりょう
資料 1

じぎょうしゃしえん とりくみ
② 事業者支援の取組

しりょう
資料 2

こう べこくさいきょうりよくこうりゅう せ ん た ー きょてんかくじゅう・めいしょうへんこう
(2) 神戸国際協力交流センターの拠点拡充・名称変更について

しりょう
資料 3

にほんご かつよう すいしん
(3) やさしい日本語の活用の推進について

しりょう
資料 4

た
3. その他

へい かい
4. 閉 会

新型コロナワクチン接種について

1. 実施スケジュール

4月中に供給されるワクチンは限られた量となるため、高齢者向けの接種については、4月12日以降、一部の高齢者施設の入所者等から段階的に接種を実施します。

なお、接種券については、供給量が安定し、広く市民の方に接種を行うことができる体制が整い次第発送します。

(参考) 接種の順番

- ①新型コロナウイルス感染症患者等に直接医療を提供する医療従事者等
- ②65歳以上の高齢者（令和3年度中に65歳以上に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方）
- ③基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方
- ④それ以外の16歳以上の方

2. 接種が受けられる場所

神戸市に住民票がある方は、原則として、神戸市内の医療機関や集団接種会場（市内12カ所）で接種を受けていただきます。なお、お住まいの区に関わらず、市内の集団接種会場であればどこでも接種を受けることができます。

○集団接種会場（全市12カ所）について

(1) 各区1カ所（北区・西区は2カ所）に開設

- ・東灘区 御影公会堂
- ・灘区 JR灘駅駅舎3階
- ・中央区 三宮OPA2
- ・兵庫区 兵庫区役所
- ・北区 北区文化センター一本館、エコー・リラシヨッピンングセンター
- ・長田区 長田区文化センター
- ・須磨区 須磨区役所
- ・垂水区 垂水区文化センター
- ・西区 西神中央駅ビル、[4・5月]西公会堂→[6・7月]西水環境センター玉津処理場

(2) 車での来場（広域アクセス）が便利な接種会場

- ・イオンモール神戸南（兵庫区内）

3. 接種を受けるための手続きについて

次のような方法で接種を受けることになります。

- (1) 接種の時期より前に、神戸市から住民票の住所に「接種券」と「案内文」が届きます。
- (2) ご自身が接種可能な時期が来たことをご確認ください。
- (3) ワクチンを受けることができる医療機関や集団接種会場を広報紙やホームページで確認してください。

い（準備ができ次第お知らせします）。

(4)電話やインターネットで予約をしてください。

(5)ワクチンを受ける際には、神戸市より郵送される「接種券」と「本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）」等を必ずお持ちになってください。

4. 問い合わせ先

神戸市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

電話番号：078-277-3320

受付時間：平日（月～金）8：30～20：00

休日（土日祝）8：30～17：30

電話での問い合わせが困難な方は、

メールアドレス：pwd-vaccine-kobecity@persol.co.jp

○対応言語

日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語

（日本語以外は三者間通話対応）

5. 多言語対応について（予定）

①神戸市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターでは、多言語対応（8か国語）。

②神戸市HPのワクチン接種に関するページについて、多言語版を掲載予定。

③集団接種会場では、三者間通話での多言語対応を予定。

中小法人・個人事業者のための

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

申請期間 ▶▶ 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

給付額

中小法人等 ▶▶ 上限 **60万円** 個人事業者等 ▶▶ 上限 **30万円** を支給します。

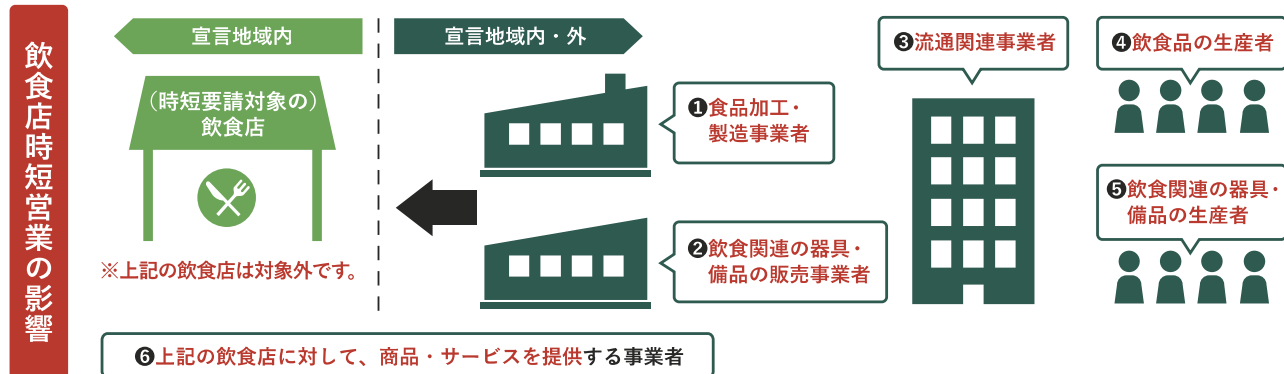
給付額 ▶▶ 2019年または2020年の1月～3月の合計売上－2021年の対象月※の売上×3ヶ月
※2021年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

- ①と②を満たす事業者は、**業種や所在地を問わず給付対象**となり得ます。
- ①緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業または外出自粛等の影響**を受けていること※
- ②2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の**売上が50%以上減少**

※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という)の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること



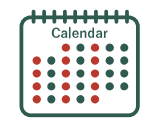
以下の場合には給付対象とはなりません



事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、**通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外**です。



(緊急事態宣言とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は**給付対象外**です。



(緊急事態宣言とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は**給付対象外**です。



売上が50%以上減少していても、または、宣言地域に所在する事業者であっても、**給付要件を満たさなければ給付対象外**です。



地方公共団体から時短営業の要請を受けた、**協力金※の支給対象の飲食店**は給付対象外です。

(昼間のみ営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。)
 ※都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

一時支援金 ホームページ



一時支援金

検索

<https://ichijishienkin.go.jp/>

スマホサイトは4月以降公開予定

一時支援金 相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口



0120-211-240

IP電話
専用回線

03-6629-0479

受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日) ※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページも活用ください。



「一時支援金」の不正受給は犯罪です!

申請手続きの流れ

オンラインで簡単に申請することができます。
オンライン申請が困難な方におかれては、申請サポート会場をご利用ください。

※申請サポート会場のご利用には事前予約が必要です。
ホームページまたは電話からご予約ください。

アカウントの申請・登録

登録確認機関での事前確認

申請

1 一時支援金
ホームページの
仮登録画面に
メールアドレスや
電話番号を入力し
申請IDを発番。

2 下記の必要書類 を準備。

3 一時支援金ホームページで
登録確認機関を検索し、
メールまたは電話で、
登録確認機関に事前予約。

※原則、「団体の会員・組合員の方は当該団体」に、「金融機関と事業性の与信取引がある方は当該金融機関」に、「顧問の士業がいる方は当該士業」に、事前確認を依頼してください。
※上記に該当しない場合は、一時支援金相談窓口までお問い合わせください。

4 TV会議/対面/電話※により
・事業を実施しているか
・給付対象等を正しく理解しているか
などの事前確認を受ける。

※登録確認機関の会員等の場合には、電話で「給付対象等を正しく理解しているか」等のみの確認を行うことをもって代えることができます。

5 一時支援金ホームページから
マイページにアクセス。
必要情報を入力し、
下記の必要書類 を
添付して申請。

申請サポート会場で申請することも可能です。

必要書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも必要書類がございますので、詳細はホームページでご確認ください。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、その他の書類の提出を求める場合がございます。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)

法人

個人

履歴事項全部証明書

運転免許証

マイナンバーカード

住民票

or

【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められますので、詳細はホームページでご確認ください。

2 收受日付印の付いた2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全ての確定申告書類の控え

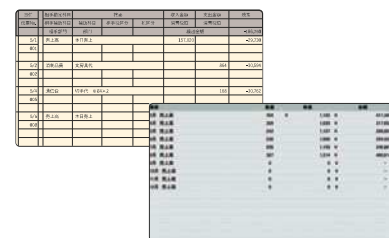
法人

個人

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

3 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)

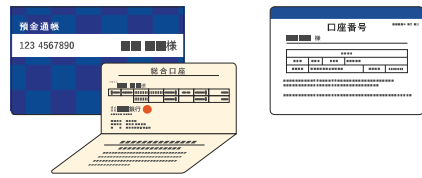
事前確認	全て
申請	2021年対象月の売上台帳のみ



4 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳

事前確認	事業の取引がわかる全てのページ
申請	通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ

電子通帳画面コピー



5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

※ホームページからダウンロードできます。



6 2019年～2021年の各年1～3月における顧客の情報がわかる取引先情報一覧

※ホームページからダウンロードできます。

事前確認	不要	申請	必要
------	----	----	----

法人

個人

保存書類

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。

飲食店時短営業・外出自粛等の影響を示す書類として、最終的な取引先が、宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店または宣言地域の消費者であることを示す書類を保存してください。

主な例

詳細はホームページでご確認ください。

<必須>



自らの販売・提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す
帳簿書類および通帳

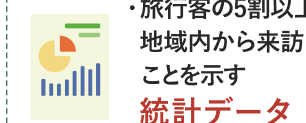
+

<上記に加えて、以下のいずれか1項目>

※所在地や事業によっては必要となる書類



・宣言地域内で消費者向けの事業を行っていることを示す
商品・サービスの一覧表、店舗写真、および賃貸借契約書・登記簿



・旅行者の5割以上が宣言地域内から来訪していることを示す
統計データ



・宣言地域の消費者との継続した取引を示す
顧客データまたは自ら実施した顧客調査結果



・自らの販売・提供先が宣言地域内の卸売市場または流通事業者であることを示す
書類



・所在地域から宣言地域内の卸売市場または流通事業者への反復継続した取引を示す
書類・統計データ

[ホーム](#) > [しごと・産業](#) > [経営](#) > [中小企業支援](#) > 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2期:2月8日以降の時短要請分）

サイト

いいね！ 530

LINEで 更新日：2021年3月12日

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2期:2月8日以降の時短要請分）

・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、**3月8日(月)～21日(日)まで神戸、尼崎、西宮、芦屋市内を対象に、時短要請が延長されます。時短要請の内容、協力金の額等の詳細は[こちら](#)をご覧ください。**

・**第2期協力金（2月8日以降の時短要請分）の申請開始日は令和3年4月1日を予定しています。申請手続き等の詳細は決定次第公表します。**

・**第1期協力金（2月7日までの時短要請分）については、[こちら](#)をご覧ください。**

概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、兵庫県が行った2月8日からの営業時間短縮の要請に応じてくださった飲食店を運営する事業者の皆様に対し、協力金を県と市町が協調して支給します。

※飲食店等に対する時短営業の要請について、詳細は[こちら](#)をご覧ください。

支給内容

対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して、時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

「[感染防止対策宣言ポスター](#)」はHPからダウンロードして使用して下さい。

※**協力開始日から時短要請終了日まで継続して要請に応じていただくことが必要です。**

※**定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。**

支給額等

	緊急事態宣言に基づく緊急事態措置	県による要請	
対象期間	令和3年2月8日(月)～2月28日(日) 【21日間】	令和3年3月1日(月)～3月7日(日) 【7日間】	令和3年3月8日(月)～3月21日(日) 【14日間】
対象地域	県内全域		神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市
要請内容	通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類提供は午前11時から午後7時まで）に短縮すること	通常、午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類提供は午前11時から午後8時まで）に短縮すること	通常、午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類提供は午前11時から午後8時30分まで）に短縮すること
支給額	1日あたり6万円／店舗×時短営業日数		1日あたり4万円／店舗×時短営業日数
対象施設	飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗（酒類を提供する店に限定しません）		

申請に係る必要書類

※**申請に必要な書類は、あらかじめご準備下さい。**

※★の書類は、第1期協力金（2月7日までの時短要請分）を申請された方は、提出不要とする予定です。

①申請書

★②代表者の本人確認書類（住所・氏名・生年月日が分かるもの）の写し（運転免許証・マイナンバーカード等）

★③通帳の写し（表紙と見開き1ページ目）

★④直近の確定申告書の写し（開業間もなく確定申告を行っていない場合は、税務署への法人設立届出書や開業届の写し）

⑤食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し

★⑥通常の営業時間が分かる書類（店舗HP・ショップカード・パンフレットの写し、店内表示の写真など）

⑦店頭掲示又は店舗HPに掲載した時短営業告知文の写真又は写し

※店舗へ掲示する時短営業告知文の参考例2/8～2/28分は [こちら \(PDF: 243KB\)](#)、3/1～3/7分は [こちら \(PDF: 243KB\)](#)

3/8～3/21分（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市のみ）は [こちら \(PDF: 243KB\)](#)

★⑧屋号、店名が確認できる店舗の外観及び内観写真

⑨感染防止対策宣言ポスターを店頭または店内に掲示していることが確認できる写真

⑩【該当者のみ】飲食店営業許可証等に係る申出書、理由書

支給時期・申請方法

申請開始日は令和3年4月1日を予定しています。

申請手続き等の詳細は決定次第公表します。

お問い合わせ先

●兵庫県時短協力金コールセンター

電話：078-361-2501

受付時間：平日 午前9時～午後5時

※日本語でのご相談が難しい場合は、[こちら \(外部サイトヘリンク\)](#) をご覧下さい。

兵庫県庁 法人番号8000020280003

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話番号：078-341-7711（代表）

Copyright © Hyogo Prefectural Government. All rights reserved.

家賃サポート緊急一時金

対象者

- 市内の中小企業・個人事業主であって、
- ・「飲食店の時短営業等の影響により売上の減少した中小事業者への**一時金**」を受給する事業者
 - ・感染拡大防止**協力金**を受給する事業者（飲食店等）
※売上と**協力金**の合計額が対前年比50%以上減少していること

対象物件

市内事業のために賃借している建物
(店舗、事務所、工場、作業場、倉庫など)

補助金額

家賃1か月分の **1 / 2** (最大50万円)

予算額

14億円

神戸国際協力交流センター 拠点再編・名称変更

1. 新長田移転に伴う在住外国人支援の拡充 (R3年秋頃)

- (趣旨)
- ・新長田(西)・三宮(中央)・御影(東) 3拠点による在住外国人支援拡充
 = 在住外国人数の多い東西市域をカバーし、利用者の利便性と開放性を向上
 - ・在住外国人の利用が多いセンターの移転による新長田駅南地区のにぎわいづくり

- (概要)
- ・新長田(アスタくにつか)・・・本部機能・ワンストップ相談・日本語学習支援・国際交流
 ※ ふたば国際プラザを含む。
 - ・三宮(三宮ビル東館・中央区連携)……………日本語学習支援・ワンストップ相談
 - ・御影(旨水館)……………日本語学習支援・地域交流

(参考) 新長田 (アスタくにつか) 移転想定先



アスタくにつか1番館南棟
 1F 交流スペース(約200㎡)
 NPOとの連携や日本語学習支援等
 4F オフィススペース(約400㎡)
 留学生支援や国際協力事業等



外観

2. 名称変更 (R3年4月～)

- ・在住外国人等に認知度の高いKICCに名称変更し、市民への更なる認知度の向上をはかり、拠点の再編と合わせて、センター及びその取り組みの浸透をはかる。

名称：公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター

略称：KICC

「やさしい日本語」の活用について

市長室国際部国際課

1. 背景・趣旨

- ① 在住外国人の急増と、
それに伴う外国人対応ニーズの増加
- ② 多言語対応の限界
- ③ 在住外国人の一番の公用語は「日本語」



外国人への情報伝達の1つの選択肢として、
(庁内での)「やさしい日本語」の周知、浸透
= 在住外国人へのサービス向上・問い合わせ減少


2. やさしい日本語とは

簡単な単語・文法を使用したり、ルビをふったり、日本語初級者の外国人も理解できるように配慮した日本語

例：お食事はご遠慮ください ⇒ 食べないで ください
ここに記入願います ⇒ この紙に 書いてください


やさしい日本語 イデスネ!

○	多くの外国人が理解できる 全職員が作ることができる
×	難しい内容を伝えるのには限界がある 日本語ができない外国人には使えない
得意な場面	新型コロナ関連、災害の情報など 迅速な提供・更新が必要なとき 郵送やポスターなど不特定多数が対象のとき



多言語対応 (多言語翻訳)

○	難しい制度も伝えられる 日本語ができない人も分かる
×	翻訳に時間がかかる 翻訳できる言語や、対応できる量が限られる
得意な場面	恒久的な制度の説明などずっと使える資料 複雑な内容を伝えたいとき 相手の得意な言語が分かるとき



3. 中央区でのモデル実施（R2年9月～R3年2月）


- ① 中央区の窓口で使っていた国保・年金加入時の外国人向け説明資料を、職員のみで、やさしい日本語に作り直し
- ② 市内日本語学校・専門学校外国人留学生(11校104名)を対象に、やさしい日本語に(する前/した後)の文書を読んでもらい、記載内容に関する理解度テストを実施
- ③ さらに、各学校を回る中で、日本語教師や留学生から指摘のあった表現を、もっと分かりやすく改善した文書についてもテストを実施

モニター映写資料


従来の説明資料

国民健康保険について


- 保険証は約1週間で在留カードと同じ住所に届きます。



- 保険証の封筒のあて名は、在留カードと同じ名前です。家の郵便受けにも同じ表記で名前を書いておいてください。郵便受けに名前の表記がないと郵便物が届かないことがあります。



- 保険料の納付は、原則口座振替（自動払込）です。キャッシュカードがあれば、区役所の窓口で簡単にお手続きができます。保険料は毎月27日（休日の場合は翌営業日）に口座から引き落とされます。（一部お取扱いできない金融機関・カードがあります）
- 保険料のお知らせ、及び、納付書（口座振替でない場合は1年分まとめて）は1年中旬に届きます。納付書によるお支払は、納付書に記載されている納期限までに金融機関・コンビニエンスストアでお願いします。



- 年度途中に国外転居などで国民健康保険を脱退される場合は、保険料の清算があります。出来るだけ早め（引越の2週間程度前まで）に2階市民課で住民票異動の手続きの上、7階保険年金医療課へ来てください。

やさしい日本語資料(改善前)

はけん 保険	
保険証のもらい方	
あなたが すること	区役所の人が すること
<p>① 郵便の箱 に 在留カード と 同じ名前 を 書きます</p>  <p>↑在留カード ↑郵便の箱</p>	<p>保険証を送ります</p> 
<p>② 保険証をもらいます。</p>	
保険のお金の払い方	
あなたがすること	区役所の人がすること
<p>① 銀行から払います</p> <p>1. 区役所に キャッシュカードを 持って行きます</p> <p>2. 申し込みの紙に 書きます</p> <p>あなたは</p> <p>月から 月まで: コンビニに 行って、払います</p> <p>月から : 銀行から払います</p>	<p>一緒に 書きます。</p> <p>毎月のお金を 引きます (27日)</p>
<p>② コンビニに 行って、払います</p> <p>払う紙を 持って、コンビニで 払います。</p>	<p>「払う紙」を あなたに送ります</p> 

国民健康保険について

- 保険証は約1週間で在留カードと同じ住所に届きます。
- 保険証の封筒のあて名は、在留カードと同じ名前です。家の郵便受けにも同じ表記で名前を書いておいてください。郵便受けに名前の表記がないと郵便物が届かないことがあります。
- 保険料の納付は、原則口座振替（自動払込）です。キャッシュカードがあれば、区役所の窓口で簡単にお手続きができます。保険料は毎月27日（休日の場合は翌営業日）に口座から引き落とされます。（一部お取扱いできない金融機関・カードがあります）
- 保険料のお知らせ、及び、納付書（口座振替でない場合は1年分まとめて）は1月中旬に届きます。納付書によるお支払は、納付書に記載されている納期限までに金融機関・コンビニエンスストアでお願いします。
- 年度途中に国外転居などで国民健康保険を脱退される場合は、保険料の清算があります。出来るだけ早め（引越の2週間程度前まで）に2階市民課で住民票異動の手続きの上、7階保険年金医療課へ来てください。

ほけん 保険

ほけんしょう もらいかた 保険証のもらい方

あなたが すること

① あなたは あなたの家の 郵便箱（郵便の物をもたらう箱）に 在留カードと同じ名前を書きます

② あなたは 保険証を もらいます。

区役所の人が すること

区役所の方は あなたの家の郵便箱に 保険証を送ります

ほけんしょう ほけん おかひ 保険料（保険のお金）の 払い方

あなたが すること

あなたの口座から 毎月 自動で 払います

1. あなたは 区役所に キャッシュカードを 持って 行きます

2. あなたは 申込書(申し込みの 紙)に 書きます

コンビニに 行って、払います

あなたは 納付書 を 持って行って、コンビニで 払います。

区役所の人が すること

区役所の方は あなたと 一緒に 申込書 を 書きます。

保険料を 引きます（毎月27日）

あなたの口座から 毎月 自動で 払うことが できないとき 「納付書（お金を 払う時に 使う紙）」を あなたの家に 送ります

4. テスト結果

		従来	やさしい日本語 (改善前)	やさしい日本語 (改善後)
正答率		44%	65%	81%
日本語能力別 正答率	初級者	13%	50%	
	上級者	70%	95%	

- やさしい日本語は、外国人の文章理解に大きな効果
- 日本語初級者にも効果はあるが、やさしい日本語でも理解は半分程度
= 情報・場面に応じて、多言語対応の必要性(英語、中国、韓国・朝鮮語、ベトナム語・・・)
- 日本語上級者(ネイティブレベル)では、やさしい日本語であれば、ほぼすべてを理解可能
= やさしい日本語は日本人にも効果あり
(やさしい日本語:7割は情報整理・レイアウトの工夫、3割が外国人向けの日本語表現の工夫)

参考 withnewsでの連載

① withnewsとは

- ・朝日新聞社が2014年から運営している双方向型ニュースサイトで新聞を読まない層が主なターゲット
- ・外国人に分かりづらい事を日本人も含めて発信する外国人向けコンテンツ(#となりの外国人)を含む

②目的

- ・ドキュメンタリー的に行政による事業プロセスが見える化し、共感・納得感に裏打ちされたムーブメントへ

③概要

- ・「やさしい日本語」を実践する神戸市職員の本音のつぶやきを、11月13日(金)～2月19日(金)にわたって連載

④シリーズURL

<https://withnews.jp/articles/writer/564/1>

※ 最終話では、取組の結果を市長に報告し、文書改革に関する市長のコメントを掲載

「役所は「市民目線」になるか？ 無意識に出る「アンスコ」……やさしい日本語が変えた」

○ 連載に対するコメント内容例

- ・「公文書を扱う役所が本腰を入れていることは嬉しいことだ。」
- ・「外国人雇用企業の方にもこの連載を読んでほしい。」
- ・「日本人にも分からない漢字用語の羅列、難しい計算式、どうにかならんか？」
- ・「保育所の入所申込書もややこしく日本人も頭パンクしそうになる。
やさしい日本語はみんなにやさしい」
- ・「正直に言って細かい例外に刺さってくるクレーマー対策と
万が一の訴訟対策を意識しなければ役所の文章はもっと簡単にできると思う。」

4. 今後の展開（全庁的な取組へ拡大）

① やさしい日本語推進部会(多文化共生庁内連絡会議)の設置

やさしい日本語を適用する文書を特定し、優先順位の高いものから順次実施

- 外国人住民にも関連の深い生活関連分野 Ex. 税,子育て,教育,ゴミ 等
- 外国人を含むすべての市民に必ず必要な情報 Ex. 防災,コロナ関連 等

② やさしい日本語の効果を高める仕組みの構築

やさしい日本語の活用にあたって、日本語教師・外国人から、実践相談対応や研修等のサポートを受けられる仕組みづくり